

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32638

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03513

研究課題名（和文）法人形態としてのベネフィット・コーポレーション及びBコーポレーション認証

研究課題名（英文）Benefit Corporation as a Legal Form and certified B Corporation

研究代表者

藤田 祥子（FUJITA, Sachiko）

拓殖大学・商学部・教授

研究者番号：30316616

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：世界的にサステナブル経営が注目されている中、Bコーポレーション認証は透明性の高い人制度だと考えられている。しかしながら、上場会社が認証を取得することは困難である。そこで、本研究では、認証取得の際に用いられるアセスメントを利用することも有用であると指摘した。また、ベネフィット・コーポレーション制度のわが国への導入は必要ないと判断したが、会社法の役割については再考の余地があることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、ベネフィット・コーポレーション制度と同様のことが現行会社法においても解釈により出来ることを明らかにした。ESG, SDGs, サステナビリティといった観点からベネフィット・コーポレーションやBコーポレーション認証取得が注目される中、先進的な研究を行うことが出来た。

研究成果の概要（英文）：While sustainable management is attracting attention worldwide, certified B Corporation is considered be a highly transparent certification system. However, it is difficult for listed company to become certified B Corporation. Therefore, in this research, I pointed out that it is useful to use B Impact Assessment. I also concluded that the introduction of the benefit corporation system into Japanese Companies Act was unnecessary, but pointed out that there was room for reconsideration of the role of Japanese Companies Act.

研究分野：商法

キーワード：ベネフィット・コーポレーション Bコーポレーション ESG SDGs サステナビリティ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

ベネフィット・コーポレーション (Benefit Corporation) は、2010年、アメリカのメリーランド州で初めて法制化された法人形態であり、その後、アメリカの多くの州で法制化された。例えば、デラウェア州では、2013年、General Corporation Law 改正にあたり、Public Benefit Corporation という法人形態を新設した。ベネフィット・コーポレーションは、株主だけでなく従業員やコミュニティ、環境といった他のステークホルダーに対する利益も法的な後ろ盾のもとに等しく追求できる法人形態である。このベネフィット・コーポレーションは、新しく法制化された法人形態であるため、雑誌等で紹介されることはあっても研究者による研究は、経営学的にも法律学的にも申請当時、あまりなされていなかった。

また、アメリカにおいてベネフィット・コーポレーションの法制化が進んだのは、Bコーポレーション (Certified B Corporation) という認証制度を運営している非営利団体 B Lab の強い働きかけがあったからである。Bコーポレーションは、環境、社会に配慮した事業活動を行っており、アカウントビリティや透明性など B Lab が掲げる基準を満たした企業に与える民間認証であり、全世界において多くの企業で認証取得がなされている。本研究申請時は、日本においてこの認証を取得した会社が出始めた頃である。たとえ、わが国においてベネフィット・コーポレーションが法制化することがないとしても、今後、Bコーポレーションの認証を受ける企業は増えるものと思料するため、ベネフィット・コーポレーションの研究に Bコーポレーションの研究を含めることとした。

### 2. 研究の目的

本研究では、研究代表者が有する比較法研究や法人法制研究等の学問的背景を生かして、アメリカで法制化された法人形態であるベネフィット・コーポレーションについて、アメリカでインタビューをすることを含め、各州法人法制におけるベネフィット・コーポレーションの位置付けを確認することにより、わが国への導入の可否、問題点を明らかにすることを第一次的な目的とした。また、Bコーポレーションの認証につきアメリカ・アジアでインタビューし、法律学者と意見交換することにより、メリット・デメリットを明らかにすることを二次的な目的とした。以上により、多様化する企業の目的を包摂する法人法制体系の再構築に際して、基礎的・実務的基盤を与えることができると考えた。

### 3. 研究の方法

本研究の当初予定していた研究の方法は、両親の介護やコロナもあり、ある程度、変更することとなった。研究の方法として以下3つをあげる他、ベネフィット・コーポレーション制度の導入可否の問題に鑑みて、わが国の各種会社制度に関する判例研究、シンポジウムでの報告、原稿の執筆を行った。

#### (1) アジアにおける Bコーポレーション認証取得の状況調査

台湾の台中で開催された B Corporation Asia Forum 2017 に参加し、認証取得企業の経営者へのインタビュー、弁護士等との意見交換を行った。また、アジアの他の国において認証を取得している企業の業種、経営者のバック・ボーン、各国における法制度や行政の姿勢などを調査した。また、国内の Bコーポレーション関連イベントへの参加、認証取得企業の経営者へのインタビュー等を行った。

#### (2) ESG 投資の側面からのわが国上場会社における Bコーポレーション認証取得の可能性

近年、世界的に ESG 投資が注目されるようになり、わが国上場会社においても ESG に取り組む場合に Bコーポレーション認証取得の可能性を検討した。その際、わが国において投資家や企業に ESG に対する意識を促すきっかけとなったスチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの策定や金商法改正による有価証券報告書の非財務情報開示を取り上げた。

#### (3) わが国会社法へのベネフィット・コーポレーション制度導入の可否

わが国会社法へのベネフィット・コーポレーション制度導入の可否を検討するにあたって、まず、ベネフィット・コーポレーション制度の国際比較に関するシンポジウムを開催した。最初に法制化されたアメリカの他、カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)、フランス版ベネフィット・コーポレーションと言われるミッションを有する会社を法制化したフランス、法制化はされていないもののアジアの中では、Bコーポレーションの数も一番多く法制化などの活動も行われている台湾の法制度を比較した。また、制度導入に際して問題となる点をあげた上で、オース

トラリアが法制化を断念するに至る議論を参照し、わが国の現行会社法において解釈上、ベネフィット・コーポレーションと同様の仕組みを達成できるか、また制度導入の可否を検討した。

#### 4. 研究成果

##### (1) アジアにおけるBコーポレーション認証取得の状況

アジアにおいては、韓国が当初、認証取得企業の数や活動が盛んであったが研究を開始した頃には、台湾における認証取得数が一番となり、業種的にも広がりがあり、アメリカのようにBコーポレーションの銀行にお金を預け、Bコーポレーションの店で買い物や食事をするというライフスタイルが実現しつつあった。各国のムーブメントは初期段階でどのような会社がBコーポレーションの認証を取得したか、国や地方公共団体の支援はあるか、大学における教育に力を入れているかといった要素に左右されることがわかった。また、当初、わが国における認証取得数は、あまり伸びておらず、認知度も高くなかったが、研究最終年の頃には、状況は変化してきて認証取得数も増えてきた。

##### (2) ESG投資の側面からのわが国上場会社におけるBコーポレーション認証取得の可能性

まず、わが国上場会社において完全子会社や主要株主となっている会社がBコーポレーションの認証を取得しているケースがみられたが、認証取得しているのはいずれも海外の会社であり、認証取得によりわが国上場会社には影響を与えていないことを明らかにした。

次にわが国の上場会社は、ソフトロー上、ハードロー上、ESG情報の開示が要求されているが、その前提となる取組につき、Bコーポレーションの認証取得は難しいとしても、認証取得に際し一定のスコアを要求されるアセスメント(B Impact Assessment)の利用が有用ではないかという指摘を行った。

##### (3) わが国会社法へのベネフィット・コーポレーション制度導入の可否

シンポジウムとその開催にあたっての打ち合わせにより、ベネフィット・コーポレーションあるいはその類似制度の導入にあたっての状況等を知ることができた。また、その過程でカナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)と同様にイギリス法系のオーストラリアでは同時期に法制化を断念したことを知り、断念までの各界での議論を参考にわが国会社法を会社の営利性、定款の目的、取締役の義務、開示義務の点からベネフィット・コーポレーション制度導入の可否を検討した。その結果、現行法においても解釈によって同様のことをすることができるため、導入の必要はないという結論を得た。ただし、解釈論に委ねるやり方が適切であるかどうかは別途検討が必要であろうし、会社法の役割を今一度考えてみる必要がある。

本研究は、コロナの影響もあり2年延長することとなった。上述したようにコロナの他、両親の介護などもあり、思うように海外や国内を移動することは出来なかった。そこで当初予定していたアメリカでのインタビューなどが出来なかった。また、予定していた書籍化も出来なかった。しかしながら、オンラインなども利用し、研究の目的自体はある程度、達成できたものと考えている。研究期間を延長したことにより、岸田首相が提唱する「新しい資本主義」において民間で公的役割を担う新たな法人形態を創設する必要性について検討する方針が示され、参考としてベネフィット・コーポレーションが取り上げられたことにより、この制度が大きく注目を浴びた。本研究の特徴としては、法律学者としてベネフィット・コーポレーションを取り上げるとともにBコーポレーションについても研究し、認証取得企業等にもインタビューしたこと等にあると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 藤田祥子	4. 巻 96巻1号
2. 論文標題 わが国会社法とベネフィット・コーポレーション	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 167~195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤田祥子 = 畠田公明 = 柳明昌 = 長畑周史 = 石川真衣 = 林欣蓉	4. 巻 123号
2. 論文標題 シンポジウム「SDGs時代におけるベネフィット・コーポレーション制度の国際比較」報告	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 経営経理研究（拓殖大学）	6. 最初と最後の頁 129~134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤田祥子	4. 巻 1218号
2. 論文標題 サステナビリティとB Corp認証	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 1
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤田祥子	4. 巻 120号
2. 論文標題 わが国におけるESG投資と上場会社のB Corp認証取得	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 経営経理研究（拓殖大学）	6. 最初と最後の頁 51~68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤田祥子	4. 巻 9 3 巻3号
2. 論文標題 (判例研究) 定足数を欠く取締役会決議に基づき代表取締役により招集された株主総会決議の瑕疵(大阪地判平成30年9月25日)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 115-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤田祥子	4. 巻 111
2. 論文標題 アジアにおけるB Corpムーブメントー B Corp Asia Forumに参加してー	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 経営経理研究	6. 最初と最後の頁 337-347
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 藤田祥子
2. 発表標題 (判例研究) 定足数を欠く取締役会決議に基づき代表取締役により招集された株主総会決議の瑕疵(大阪地判平成30年9月25日)
3. 学会等名 慶應義塾大学商法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田祥子
2. 発表標題 2014年(平成26年)会社法改正による監査等委員会設置会社の導入
3. 学会等名 日台会社法比較シンポジウム(高雄大学)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田祥子
2. 発表標題 B Corporation及びBenefit Corporationについて
3. 学会等名 各種法人ガバナンス研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田祥子
2. 発表標題 解題・日本法
3. 学会等名 シンポジウム「SDGs時代におけるベネフィット・コーポレーション制度の国際比較」(国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 石山卓磨監修(藤田祥子:担当「持分会社」)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 財經詳報社	5. 総ページ数 640
3. 書名 検証 判例会社法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 シンポジウム「SDG時代におけるベネフィット・コーポレーション制度の国際比較」	開催年 2022年～2022年
---	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------